

# ふるさと兵庫“すごいすと”地域活性化事業 企画提案コンペ募集要項

## 1 趣旨

まちづくりや子育て支援、観光振興など、様々な地域づくり活動を通して兵庫を元気にしている人物・団体等の優れた活動事例をインターネット情報誌「ふるさと兵庫“すごいすと”」で紹介し、多彩な兵庫の魅力の発信することで、ふるさとへの誇りや愛着の醸成につなげる。

また、地域づくりのトップランナーである“すごいすと”的もとで、若者が地域活動を体験し、地域活動への関心を高めることで、兵庫のネクストリーダー“すごいすと”となり得る地域人材の発掘・育成を図る。

以上の業務を委託する事業者（以下「事業実施団体」という。）を選定するための企画提案を募集する。

## 2 応募資格

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 兵庫県内に活動拠点を有する団体等であること。
- (2) 以下の業務を遂行する能力を有する団体等であること。
  - ① 記事・写真・デザイン等において、質の高いコンテンツづくりが出来ること。
  - ② 紹介人物・団体の活動内容や地域への想い等を聞き出して質の高い記事を作成する能力や、魅力的な写真の撮影等、提案内容を実現できる技術を有していること。
  - ③ 現行の「ふるさと兵庫“すごいすと”」の記事及び写真等の質を維持・向上するための事業実施体制がとれること。
  - ④ ウェブサイトを適切に改修・管理・運営できる技術を有していること。
  - ⑤ 地域づくり活動のプロジェクトに関する豊富な実績と経験があること。
- (3) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (4) 県の入札参加資格制限基準（地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- (5) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、応募書類の受付期間において受けていない団体等であること。
- (6) 県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (7) 事業の実施にあたり、県との打合せなどに適切に対応できること。
- (8) 業務内容について守秘義務を遵守できること。

## 3 委託内容

別紙「令和7年度ふるさと兵庫“すごいすと”地域活性化事業 実施仕様書」のとおり。

## 4 委託条件

### (1) 委託期間

契約締結日（令和7年4月1日）から令和8年3月31日

### (2) 委託料

14,000千円を上限とする。（消費税含む）

\*企画提案書に記載する提案内容については、コンペの対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

## 5 応募

### (1) 募集期間

令和7年2月14日（金）～令和7年3月5日（水）16時まで

### (2) 提出書類及び部数

- |                                |         |
|--------------------------------|---------|
| ① 応募申請書（様式1）                   | 正1部・副9部 |
| ② 提案者概要（様式2）                   | 10部     |
| ③ 企画提案書（様式3）                   | 10部     |
| ④ 経費積算見積書（様式4）                 | 10部     |
| ⑤ 誓約書（様式5）                     | 1部      |
| ⑥ 同種又は類似事業の実績の内容がわかるもの（指定様式なし） | 10部     |
| ⑦ 添付書類                         | 各1部     |
- ア 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）  
イ 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3か月以内のもの）  
ウ 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの）  
(ア) 消費税及び地方消費税に滞納のない証明  
　　国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）  
(イ) 全ての県税に滞納のない証明  
　　地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所が発行する「納税証明書（3）」  
エ 会社概要等、応募者の概要が分かる書類  
オ 申請日が属する会計年度の前年度の決算書類（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）  
⑧ 動画サンプル（1分以内）提案内容に動画制作が含まれる場合のみ提出  
　　・・・・・ 1点（別紙1参照）  
※ 審査の必要上、後日、追加資料の提出を求める場合がある。

### (3) 提出方法

- ① 持参又は郵送により上記（2）①～⑦を令和7年3月5日（水）16時（必着）までに提出すること。  
※郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るように郵送すること。  
※持参の場合、受付は土日・祝日を除く各日の9時から16時（12～13時を除く）とする。  
② 上記（2）⑧の動画サンプルについては、USBメモリ及びパソコンに保存し、プレゼンテーション審査時に持参すること。（日時は別途通知）

### (4) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県県民生活部県民躍動課参画協働班 担当 川村

### (5) 内容についての質問等

- ① （別紙2）の質問書により、令和7年2月21日（金）16時までに電子メールにより事務局へ提出すること。  
※電子メールのタイトルを「【質問】すごいすと」とすること。  
② 回答は、令和7年2月27日（木）までに回答する。（関係者などへの確認を要するため期限までに回答できないものは、その旨の連絡をする。）

## (6) その他

- ① 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は、本企画提案コンペの審査のためにのみ使用する。
- ③ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、非公開とする。なお、採用された企画提案書、団体名等については、提案者の承諾を得た上で、一部その概要を公開する場合がある。

## 6 審査等

### (1) 審査方法

- ① 提出書類をもとに、事務局において事前審査を行い、これを通過した者のみ、後日「ふるさと兵庫“すごいすと”地域活性化事業企画提案コンペ審査会」において内容を審査する。
- ② 企画提案コンペ審査会の詳細は、事前審査を通過した団体に対して別途通知する。
- ③ 原則として応募者にプレゼンテーションを求める。ただし、応募者多数の場合は、数社程度まで絞った上で実施する。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容
事業実施体制	・組織体制、事業計画の妥当性 ・記事、写真の質を維持・向上するための体制 等
事業内容	「3 委託内容」への対応（ウェブサイトの内容、各コンテンツのデザインや構成、SNSの活用などの広報・周知方法、地域活性化等に資するような戦略的な提案、すごいすと若者のマッチング、地域活動インターネットの執行管理、仕様書がない提案 等）
実績	・取材による記事作成やウェブサイト制作の実績 ・地域づくり活動のプロジェクトに関する豊富な実績 等
その他	ウェブサイトの管理運営に必要な技術力、予算見積りの妥当性 等

### (3) 審査結果の通知

審査結果は採否にかかわらず、参加者全員に対して、書面により通知する。

### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「2 応募資格」に該当しない場合
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

### (5) 採択の取り消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

## 7 委託契約の締結

- (1) 県は、選定された事業を提案した事業実施団体と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約形態は、精算条項を設けた概算契約とし、契約条項は県民躍動課において示す。

- (3) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## 8 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 9 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、事業実績報告書を県に提出する。
- (2) 事業実施の進捗状況については、上記以外にも随時報告を求める場合がある。

## 10 委託料の支払い

- (1) 委託料は原則精算払いとし、事業終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (2) 上記にかかわらず、事業の遂行上必要と認める場合は、前金払いを行うことができる。前金払いの金額は県が決定する。なお、実際に事業に要した経費が前金払いをした金額を下回った場合は、既支払額との差額について、返還を求める。
- (3) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、県が必要と認めるときは、委託料を変更する場合がある。

## 11 留意事項

### (1) 著作権等

- ① 本業務により制作されるコンテンツ、システム、マニュアル等の著作権は兵庫県に帰属することとし、兵庫県は加工及び二次利用出来ることとする。
- ② 著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、事業実施団体は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、事業実施団体の責任において処理するものとする。

### (2) 契約不適合責任

- ① 契約不適合責任は、検収合格日から1年とする。
- ② 検収合格日より1年間にセキュリティ上の問題等のプログラム修正が発生した場合は、事業実施団体が更新作業を行うこと。

### (3) その他

- ① 事業実施に際しては、企画提案書中の全ての提案が採用されるものではない。県と事業実施団体との協議によって、事業内容の変更を行う可能性がある。また、契約書及び仕様書並びに採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、県民躍動課と協議し、その指示に従うこと。
- ② 事業実施団体は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- ③ 本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業実施団体が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ④ 事業実施に際しては、県民躍動課と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況については、県民躍動課と協議し、その指示に従うこと。
- ⑤ 業務全般を統括できる業務責任者を置き、その者を通じて必要時に連絡・協議が行え

る体制とすること。

- ⑥ 事業実施団体は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。

⑦ 機密の保持

事業実施団体は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

⑧ 個人情報の保護

事業実施団体は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守しなければならない。

⑨ 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

- ⑩ 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合があるため、事業実施団体は、検査対象となった場合は検査に協力すること。

- ⑪ 令和8年度に県が同事業を実施する場合、県及び令和8年度の事業受託者に対して、必要となる情報提供・引継等を遺漏なく行うこと。

- ⑫ この募集要項に記載する内容については、コンペの対象となる調達にかかる予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力が生じる。

## 12 事務局

兵庫県県民生活部県民躍動課参画協働班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話：078-362-3996 FAX：078-362-3908

メール：[kenminyakudou@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kenminyakudou@pref.hyogo.lg.jp)

## 13 参考（今後のスケジュール）

- ・募 集 期 間 令和7年2月14日（金）～令和7年3月5日（水）16時
- ・プレゼンテーション審査 令和7年3月17日の週（予定）
- ・受 託 者 決 定 令和7年3月下旬
- ・契 約 令和7年4月1日（予定）

### 動画サンプルについて

- 1 動画サンプルは、プレゼンテーション審査時に視聴します。プレゼンテーション審査当日に、サンプルを収納したU S Bメモリ及びパソコンを持参してください。プロジェクトは県で用意します。
- 2 動画サンプルは1分以内としてください。
- 3 動画サンプルは、過去に制作した既存のもので結構です。なお、新たに制作しても構いません。